

平成29年3月17日
株式会社中国銀行

「津山市見守り活動に関する協定書」の締結について

当行と津山市（津山市山北520 市長 宮地 昭範）とは、高齢者や障がい者等について見守り活動をおこなうことにより、地域で発生するさまざまな問題の早期発見につなげ、孤独死や虐待、消費者被害等を防止し、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを目指して、「津山市見守り活動に関する協定書」を締結しました。なお、標記協定書は津山市内の当行の全営業店を対象とします。

協定内容

- (1) 当行は、見守り活動を実施するにあたり、通常の業務の範囲内において協力可能な体制の整備をおこなうものとし、その当該業務中に対象者の日常生活において何らかの異変を察知した場合、速やかに津山市高齢介護課にその状況を連絡する。この場合において、緊急時等必要な時には、津山警察署又は津山消防署（以下「関係機関」という）に連絡または通報するものとする。
- (2) 当行は、役職員に対し、この協定の趣旨を周知し、円滑に見守り活動がおこなわれるよう努めるものとする。
- (3) 津山市は、当行からの連絡に対し、円滑に対応する体制の整備をおこなうものとする。
- (4) 津山市は、本協定の趣旨を広報するなど、当行の活動が円滑に進むために必要な支援をおこなうものとする。

以 上